

老発 0407 第 3 号
令和 8 年 4 月 7 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等
支援事業」の実施について

標記については、別紙 1 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、別紙 2 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」、別紙 3 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」及び別紙 4 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援関係業務支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

なお、特に別紙 2、別紙 3 は市区町村が実施主体となることも可能であるので、必ず管内市区町村の実施の意向を確認するようお願いします。

(別紙1)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。

特に、業務時間削減効果が確認されている見守り機器・介護記録ソフト・インカムについて、小規模事業者も含めより広く事業者へ普及させるため集中的に支援する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象となる事業所・施設等

以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護事業所等」という。）

- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

4 事業内容

以下の（1）～（3）の全てを実施することとする。

（1）介護テクノロジー等の導入支援

ア 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）に掲載された介護テクノロジー

「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。

介護ソフト定着促進費用の例：

- ・ 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む））
- ・ 介護ソフトを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・ 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

ウ その他

アによらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする

- ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と実施主体が判断した機器等
 - ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等
- 「その他」と認められる例：
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） 等

(2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

4 (1) アのテクノロジーおよびウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる4 (1) アのテクノロジーおよびウ①の機器等を導入する場合の支援を行う。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護ソフト+インカム 等

【留意事項】

- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 介護テクノロジー等の導入に伴う1回当たりの限度台数については、都道府県が必要と認める台数とする。
- ・ 4 (1) アのテクノロジー及びウ①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して表2に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。（2）のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。
また、通信費は上記経費には含まないこととする。
機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：
 - 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
 - 介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末 等
- ・ 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービ

ス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。) 、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

- ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

① 公益社団法人国民健康保険中央会(以下、「中央会」という。)が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2)中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

② 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム(LIFE)について(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)に掲載されている「CSV 連携仕様書(LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフト機能調査

(回答先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

(結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、4(1)、(2)により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

イ 介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金）を活用して都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センター、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業（P）」の相談窓口又は都道府県が実施する研修、または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。なお、本研修とは別に7（1）に定めるとおり、介護生産性向上総合相談センターや相談窓口へ相談することとする。

また、介護生産性向上総合相談センターや厚生労働省委託事業の相談窓口が実施する研修はそれぞれの事業において費用負担することとするが、都道府県が独自で実施する研修の受講に必要な費用については本事業の補助対象として差しつかえない。

5 補助額

補助対象となる介護事業所等ごとに、次の（ア）、（イ）及び（ウ）により、算出された金額で補助を行う。

（ア）補助率

4（1）～（3）について、補助率は4/5とし、実支出額に補助率を乗じた額を算出する。

（イ）基準額

次の表2・3の第1欄に定める区分ごとに、（ア）で算出した額と第2欄または第3欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表2 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4（1）アで示すテクノロジーのうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は4（1）ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等、4（1）ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	100万円

4 (1) アで示すテクノロジーのうち TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は4 (1) ウ①で示す機器等のうち、TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等、4 (1) ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	表3の2による
4 (1) アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は4 (1) ウ①で示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
4 (1) イで示す費用	導入する介護ソフトの経費と合わせて表3の3による ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
4 (2) パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)	400万円以上、1000万円以下で都道府県が設定する額
4 (3) 導入支援導入支援と一体的に行う業務改善支援	48万円

表3 介護ソフトおよびバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて4 (1) イの支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて4 (1) イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数 (申請時点)	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員

等) 及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

6 補助要件等

- ① 都道府県における補助事業所の選定方針について、見守り機器・インカム・介護ソフトを優先的に補助する方針とすること。
- ② 補助対象となるのは3に規定するとおりであり、サービス種別等で制限することがないように留意する。
- ③ 補助にあたっては、実際の利用場面や導入目的等を十分に勘案して適正な補助を行う。
適切でない利用場面の例
 - ・ 介護予防支援事業所としての地域包括支援センターに補助された介護記録ソフトを、専ら地域包括支援センターの相談援助業務に使用すること。
- ③ 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」や経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
- ④ 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

(参考) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

⑤ 以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）

- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

⑥ 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する。）。

⑦ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・ 「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・ 「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

⑧ 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画を作成すること。

- ・ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）

- ・ 介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）

介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>）

- ・ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>）

介護現場で活用されるテクノロジー便覧

（掲載先：[r05_105_02jigyohokokusho.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/00110502jigyohokokusho.pdf) (mhlw.go.jp)）

⑨ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。

- ⑩ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）
- ⑪ 介護事業所等への補助金の交付事務にあたり、様式の簡略化等、介護事業所等の負担軽減を図るよう留意する。
- ⑫ 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

(1) 業務改善計画の作成

補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県に提出する。都道府県は当該計画を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、都道府県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。ただし、介護生産性向上総合相談センター未設置の場合は、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口にご相談することをもって相談したものとみなす。

(2) 業務改善に係る効果の報告

補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において7(1)で定めた業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告することとする。都道府県は当該報告を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告することとする。

(別紙2)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、中小事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を普及させるため、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

以下の（１）、（２）のいずれか又は両方を実施できることとする。

（１）面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

都道府県が主導して、地域における複数の介護事業所等に対して、介護テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修を実施することにより、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所等による生産性向上の取組の推進を図るとともに、当該モデル事業所や都道府県による好事例の横展開などの普及を通じて、介護事業所等の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

ア 対象となる事業所・施設等

以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護事業所等」という。）

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

イ 対象経費

介護事業所等に対する介護テクノロジーの導入支援やそれに伴う研修等によるモデル施設の育成支援、複数の介護事業所等による生産性向上の取組支援から好事例の収集・周知等の横展開までを、一体的に実施するにあたり必要となる費用を対象とする。

- ① 介護ロボットやICT等の介護テクノロジーの導入に必要な経費
（対象となる介護テクノロジーは、原則として、別紙1「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱に定める機器とするが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。）
- ② 介護テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費
- ③ 業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ④ 好事例集の作成に必要な経費

⑤ その他本事業に必要と認められる経費

ウ 補助額

1モデルあたり2,000万円を補助額とし、対象とする介護事業所数に制限は設けないが、1都道府県あたり3モデルを上限とする。

エ 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所等の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所等を対象とした研修会等や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。

オ その他

- ・ 地域のモデル施設は、生産性向上に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護事業所に対する業務改善に関する助言等を実施する。
- ・ 実施にあたっては「介護施設における生産性向上に資するパイロット事業（自治体向け手引き）」を参考にすること。

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_jichitai_Guide.pdf

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

令和8年度より運用開始が見込まれる「介護情報基盤」の活用促進を念頭に置き、訪問介護事業所をはじめとする居宅サービス事業所と居宅介護支援事業所との間で交わされる居宅サービス計画等をやり取りする手段をデジタル化するため、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進を図るため、都道府県や市区町村が主導してデータ連携を促進し横展開するためのモデル地域づくりを行うことにより、介護事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

モデル地域は、実際にケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う介護事業所（少なくとも居宅サービス事業所と居宅介護支援事業所（介護予防含む。）をそれぞれ1ずつ含む）で構成されるケアプランデータ連携グループを構築し、グループで協働してデータ連携に取り組むものとする。

また、ケアプランデータ連携システムが介護情報基盤に統合される予定とされていることを踏まえて、介護情報基盤へ統合後、ケアプランデータ連携システムを利用する介護事業所が引き続きケアプランデータを連携できるよう、地域の介護事業所が介護情報基盤の利用手続きなどの移行に向けた作業を円滑に進めるための支援も併せて取り組むものとする。

ア 対象となる事業所等

以下の介護事業所を対象とする。（以下「介護事業所」という。）

- ・ 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（ケアプランデータ連携標準仕様）の対象となる介護サービス事業所

イ 対象経費

ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域の決定から、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所に対するケアプランデータ連携グループの構築、好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、モデル地域づくりに必要となる以下の費用を対象とする。

- ① ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となる介護ソフト等については、原則として、別紙1「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱で定める機器を対象とするが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。）
- ② 介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ③ 実施主体がモデル地域の効果測定等を行うために事業所に支払う謝礼金等
- ④ 介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ⑤ 実施主体が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費（デモンストレーション用PC、ディスプレイ、デモ用介護ソフトの購入費用、電子証明書費用、ポスター、リーフレット、看板等）
- ⑥ ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費（講師謝金、旅費、会場費、物品購入費等）
- ⑦ 好事例集の作成に必要な経費
- ⑧ その他本事業に必要なと認められる経費

【留意事項】

- ・（2）イ③については、事業所による積極的なグループづくりやタイムスタディ調査・ヒアリング調査等、実施主体が主導して行う取組において事業所に支払う謝礼金等を想定する。
- ・（2）イ④については、セミナーの開催や連携先事業所への訪問、理解促進のための資料作成等、事業所自らが活動するのに必要な経費を想定する。

ウ 補助額

各モデルで（2）イ①～⑧のうち必要な事業を実施することとし、1モデルあたり上限850万円を補助額とする。対象とする介護事業所数と1都道府県内のモデル数に制限は設けないが、1都道府県あたり6,000万円を上限とする。

なお、補助額のうち本事業で補助する情報端末（PC、タブレット端末）については、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

エ 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所を対象とした研修会や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。

オ その他

- ・ モデル地域の規模やモデル地域内の事業所数は、地域の実情に応じて柔軟に設定すること。
- ・ 市区町村(特別区、並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合(後期高齢者医療広域連合を除く。))を含む。)がモデル地域の運営主体となる場合、都道府県が市区町村に対して運営に必要な補助金を交付することも可能であるため、本事業の実施にあたっては、都道府県と市区町村間で適宜連携すること。
- ・ 事業実施にあたっては、厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」や、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトにある各種資料を参考にすること。

地域におけるデータ連携促進モデルの手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283605.pdf>

(付属資料：チラシ、アンケートの雛形)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001288031.zip>

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

(1)「面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業」における対応

ア 業務改善計画の作成

3(1)の補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県に提出する。都道府県は当該計画を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、都道府県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。ただし、介護生産性向上総合相談センター未設置の場合は、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」(P)の相談窓口にご相談することをもって相談したものとみなす。

イ 業務改善に係る効果の報告

3(1)の補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において4(1)アで定めた業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告することとする。都道府県は当該報告を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告することとする。

(2)「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」における対応

3(2)の補助を受ける介護事業所は、4(1)ア及びイに準じて、計画の作成及び報告を行うことを推奨する。

5 事業実施にあたっての留意事項

地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

(別紙3)

令和8年度(令和7年度からの繰越分)協働化・大規模化等による職場環境改善事業、
経営改善支援事業
実施要綱

1 目的

介護サービスの需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減少する中で、介護事業者は介護人材の確保を含む多くの経営課題を有する。経営の安定化に向けては、介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要である。本事業は、介護事業者に対して経営改善に向けた支援を実施することを通じて経営の安定化を図り、地域における必要な介護サービス提供体制を確保することを目的とする。

併せて、いわゆる「1法人1施設」等の小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人が多い中、協働化・大規模化等は、安定的に必要な事業を継続するための有効な手段の一つである。こうした状況を踏まえ、複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

以下の(1)、(2)のいずれか又は両方を実施できることとする。

(1) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の支援を行う。

ア 補助対象

小規模法人(1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、実施主体が認める法人をいう。)を1以上含む、複数の法人により構成される事業者(以下「事業者グループ」という。)を対象とする。

申請を行う事業所グループの代表者(以下、「申請代表者」という。)は介護事業所等(介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。)を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

イ 対象経費

- ・ 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ・ 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ・ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費

- ・ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ・ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ・ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ・ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
- ・ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輛の購入費は対象外）
- ・ 合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費、
- ・ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組に必要な経費

ウ 補助額

補助対象となる事業者グループごとに、次の（i）及び（ii）により、算出された金額で補助を行う。

（i）補助率

1 事業者グループにつき、「4 事業内容」に該当する対象経費の実支出額に、 $4/5$ を乗じた額を算出する。

（ii）基準額

基準額は、事業者グループを構成する法人数 1 につき 120 万円とする。訪問介護事業所を営む法人の場合は 30 万円を加算する。構成する法人数に制限はないが、1 事業者グループあたり最大 1,200 万円を上限とする。

5(1) で算出した額と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

エ 事業実施にあたっての留意事項

(i) 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT 導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

(ii) 社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも対象として差し支えない。

(iii) 市区町村(特別区並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合(後期高齢者医療広域連合を除く。)を含む。)が実施主体となる場合、都道府県が市区町村に対して必要な補助金を交付することも可能であるため、本事業の実施にあたっては、都道府県と市区町村間で適宜連携すること。

(iv) 事業者グループを構成する法人の指定権者が、複数の都道府県で構成される場合であっても対象として差し支えないが、都道府県間の費用負担などの複数の都道府県との調整が生じる場合は、構成される法人数等に応じた費用按分など、関係する都道府県間で十分な連携を図った上で事業を実施する必要がある。

ある。

- (v) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(2) 経営改善支援事業

介護事業者等が、経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を実施する際の支援を行う。

ア 補助対象

以下の法人及び介護事業所等を対象とする。(以下、「介護事業者等」という。)

- ・ 介護事業所等を運営する法人(社会福祉法人、医療法人、株式会社等)
- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所(訪問介護事業所・居宅介護支援事業所を含む。)
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

イ 対象経費

以下に該当する事業を対象とする。なお、別紙1「介護テクノロジー一定着支援事業」実施要綱の「4(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援」に該当する経費は除くものとする。

- ・ 独立行政法人 福祉医療機構が提供する経営診断、経営分析プログラム(※)を実施するための経費
(※) 経営分析プログラムは厚生労働省が認める場合のみ実施可能とする。
- ・ 実施主体が、介護事業者等の経営改善に資する支援が可能であると判断する機関(※)(社会保険労務士会、税理士会、中小企業診断士協会、税理士法人、社会保険労務士法人、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉協議会、金融機関、商工会議所等)が実施する、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等を目的とした支援を実施するための経費
(※) 中小企業庁が認定する「経営革新等支援機関一覧(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>)等を参考にすること。
(※) 民間のコンサルティング会社は除く。

ウ 補助額

(i) 補助率

介護事業者等ごとに「3 事業内容」に該当する対象経費の実支出額に、4/5を乗じた額を算出する。

(ii) 基準額

基準額は介護事業者等ごとに35万円とする。

3 (2) ウ (i) で算出した額と、(ii) で算出した基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

エ 事業実施にあたっての留意事項

(i) 他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

(ii) 補助を受けた介護事業者等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある)。

4 事業計画の作成及び実績報告の提出

(1) 業務改善計画の作成

本事業の補助を受ける事業者等は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県に提出する。なお、(1) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業については支援実施前に、(2) 経営改善支援事業については支援を踏まえて作成するものとする。都道府県は当該計画を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、経営の協働化等を進めることができる専門人材が介護生産性向上総合相談センター等に配置されている場合は、介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。

(2) 業務改善に係る効果の報告

本事業の補助を受けた事業者等は、補助を受けた翌年度に、6 (1) で定めた業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告することとする。都道府県は当該報告を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告することとする。

(別紙4)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援関係業務支援事業実施要綱

1 事業目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者が介護テクノロジーの導入・定着による生産性向上や、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等を通じた職場環境の改善に必要な事業を実施することとしている。

本事業では、都道府県が、職場環境改善に向けた取組を行うために必要な経費を補助することにより、介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業の円滑な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 介護生産性向上総合相談センター等の伴走支援強化にかかる体制整備支援

介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業を活用した小規模事業所等に対して、ICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な介護生産性向上総合相談センター等の体制整備の支援を行う。なお、「介護生産性向上推進総合事業」で実施する「介護事業所等に対する有識者の派遣」を実施するために配置している人材について、支援を充実させるため、専門人材を追加で配置するための体制整備費用を補助対象とする。

ア 対象経費

介護現場における経営の協働化や介護テクノロジーの導入・活用に伴うWEB環境整備等に関して、事業所等に対する伴走支援を実施するための専門人材の配置費用等を対象とする。

対象経費の例：

- ・ WEB環境整備やそれに伴うセキュリティ対策等、ICTの知識を有している専門人材（※1）の配置費用
- ・ 経営の協働化等を進めることができる専門人材（※2）の配置費用

- ・ 経営改善に関する支援機関（※3）や支援人材（※4）との管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等のためのアドバイザー契約を締結するのに必要な経費

（※1）WEB業界での勤務経験があり、SEレベルのICT知識を有している人材等を想定

（※2）金融機関での勤務経験があり、金融知識を一定程度有している人材等を想定

（※3）専門職団体、地域金融機関、介護労働安定センター等を想定

（※4）中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、民間の経営コンサルタント等を想定

イ 補助額

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）交付要綱」に基づき、事業計画を勘案の上、予算の範囲内で決定。

（2） 都道府県の事務費支援

補助を受けた介護事業所が作成する業務改善計画及び業務改善効果報告の審査、その他事業の実施に必要な経費について支援を行う。

ア 対象経費

上記（2）のとおり、補助金執行に必要な経費を補助対象とする。

対象経費の例：

- ・ 補助金執行業務に従事する契約社員の人件費
- ・ 補助金執行業務を委託する費用

イ 補助額

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）交付要綱」に基づき、事業計画を勘案の上、予算の範囲内で決定。

4 その他の留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室と協議の上、決定する。